

環創信用保証料補助制度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 1 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②市内において【環創】の融資の申込みをしていること。
 - ③市内の取扱金融機関から借入れを実行していること。
 - ④市内において決定融資の運用をすること。
 - ⑤市税の滞納がないこと。
 - ⑥愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ⑦暴力団でないこと。
 - ⑧暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑨暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- 2 対象及び必要書類（◎の書類は市HPからダウンロードできます）

	対象融資制度名	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
環創	・経済環境適応資金 創業等支援資金 【略称：環創】	1申請につき、 補助金額50万円 補助率75%以内 (千円未満切捨て)	◎【環創】用補助金交付申請書及び実績報告書 (取扱金融機関の証明、豊田商工会議所又は商工会による推薦を受けたもの) ・信用保証料一括払いを証明する書類(写) ・借換えをしている場合はその証明書類 (約定利息を含まない元金が出るもの) ・信用保証書(写) ・市税の完納証明書(写) ・創業計画書(写) ・愛知県信用保証協会に提出した「信用保証委託申込書」及び「保証人等明細」の写し ・愛知県信用保証協会に提出した「信用保証依頼書」の写し ・役員名簿(役員の氏名、役職名、生年月日、住所が記載されたもの) ・委任状2種(交付申請者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する旨の書類及び商工会議所又は商工会に委任する旨の書類)
申請の流れ	<pre> graph LR A[取扱金融機関] -- "①信用保証料支払い証明、申込み" --> B[商工会議所] B -.- "②現地調査" -.-> C[事業者] B -- "③市への推薦、書類の提出" --> D[商業観光課] E[環創の実行後、申請者が豊田市内で事業を営んでいることが確認できるようになった日から起算して14日以内] -.-> A </pre>		

- 3 信用保証料補助の対象となる資金
事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。

- 4 補助金返還請求
豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第9条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。